

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）福岡国際医療福祉大学 医療学部 **理学療法学科**

### 【教育課程等】

#### 1. 【審査意見4への対応について】

＜実習体制に関する説明が不十分＞

実習の実施体制について下記の点について不明確なため、改めて具体的に説明すること。

#### 【3学科共通】

中核施設と位置付ける本学のグループ法人が実習先の場合、実習の実施の多くの部分をグループ法人に任せるような記載が見受けられ、大学として自ら実習科目を運営するのかが不明確。特に、臨床教育者については、「実習を指導する」旨の説明があり、臨床実習を担当する専任教員と同等の役割を担うのであれば、科目担当教員として整理することが必要だが、兼任教員としても挙げられていない。

（是正事項）・・ P1

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）福岡国際医療福祉大学 医療学部 作業療法学科

### 【教育課程等】

#### 1. 【審査意見4への対応について】

＜実習体制に関する説明が不十分＞

実習の実施体制について下記の点について不明確なため、改めて具体的に説明すること。

#### 【3学科共通】

中核施設と位置付ける本学のグループ法人が実習先の場合、実習の実施の多くの部分をグループ法人に任せるような記載が見受けられ、大学として自ら実習科目を運営するのかが不明確。特に、臨床教育者については、「実習を指導する」旨の説明があり、臨床実習を担当する専任教員と同等の役割を担うのであれば、科目担当教員として整理することが必要だが、兼任教員としても挙げられていない。

（是正事項）・・ P1

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）福岡国際医療福祉大学 医療学部 視能訓練学科

### 【教育課程等】

#### 1. 【審査意見4への対応について】

<実習体制に関する説明が不十分>

実習の実施体制について下記の点について不明確なため、改めて具体的に説明すること。

#### 【3学科共通】

中核施設と位置付ける本学のグループ法人が実習先の場合、実習の実施の多くの部分をグループ法人に任せるような記載が見受けられ、大学として自ら実習科目を運営するのかが不明確。特に、臨床教育者については、「実習を指導する」旨の説明があり、臨床実習を担当する専任教員と同等の役割を担うのであれば、科目担当教員として整理することが必要だが、兼任教員としても挙げられていない。

（是正事項）・・ P1

【教育課程等】

1. 【審査意見4への対応について】

＜実習体制に関する説明が不十分＞

実習の実施体制について下記の点について不明確なため、改めて具体的に説明すること。

【3学科共通】

中核施設と位置付ける本学のグループ法人が実習先の場合、実習の実施の多くの部分をグループ法人に任せるような記載が見受けられ、大学として自ら実習科目を運営するのかが不明確。特に、臨床教育者については、「実習を指導する」旨の説明があり、臨床実習を担当する専任教員と同等の役割を担うのであれば、科目担当教員として整理することが必要だが、兼任教員としても挙げられていない。

(対応)

ご指摘の通り、実習体制の中核実習施設の説明の中で「また、グループ施設の臨床教育者のうち、実習指導に関する知識・経験が豊富な者を、責任者として配置し、実習期間においては実習指導の管理を専任として行うものとする。」と記載しており、中核施設における実習をグループ法人に任せるかのような印象を与えましたが、「本学の実習指導担当教員は、各施設の臨床実習指導者との緊密な連携により実習指導を行う体制とする。」と記載を改め、大学として自ら実習科目を運営することを明確にします。

また、各実習施設における実習担当者を「臨床教育者」と呼称していましたが、「臨床実習指導者」と同義語で、誤解を招くことから、今後は「臨床実習指導者」と改めます。

加えて、臨床教育者（臨床実習指導者に変更）について、「実習を指導する」旨の記載があり、実習指導の中心を担わせるような誤解を招く恐れがありました。臨床実習指導者はあくまでも本学実習担当教員の指導の下、学生指導を担当し、臨床実習を行います。

評価についても、「実習評価は教員と臨床教育者が総合的に評価することを基本とする」と記載しておりましたが、実態を説明しているとは言えず、「臨床実習指導者の報告を参考にし、本学の科目担当教員が責任を持って総合的に評価をする」と改めます。

新	旧
<p>(60 ページ)</p> <h2>第10 実習の具体的計画</h2> <h3>1. 実習の特徴</h3> <p>(中略)</p> <h3>2. 実習体制</h3> <p><u>各施設における実習指導は、本学の実習指導を担当する教員である「実習指導担当教員」が主導し、各施設の実習指導に携わる職員である「臨床実習指導者」との連携体制の下で行われる。</u></p> <p><u>実習指導の教育効果を高めるためには、本学と実習施設との密な連携体制の構築が重要であると考え、各施設において「臨床実習指導者」のうち実習指導における経験が豊かな職員に、本学の「実習指導担当教員」との連絡および調整の役割も担当していただく。</u></p> <p><u>本学の「実習指導担当教員」は、各施設の「臨床実習指導者」との連携による指導体制を構築するとともに、実習前教育、実習期間中の訪問指導、実習後教育を通じて、学生の行動と学修状況を把握し、教育的配慮に焦点をあてて学生指導を行うこととする。</u></p> <p><u>実習体制については、グループの関連施設である中核実習施設と一般の実習施設においてのどちらの施設であっても、本学の責任の下に運営し、「実習指導担当教員」による実習教育が行われる体制とする。</u></p> <p>&lt;右記を以下に変更&gt;</p> <h4>(1) 中核実習施設</h4> <p>大部分の実習を実施するグループ関連施設を中核実習施設として位置付けており、<u>本学の実習指導担当教員は、各施設の臨床実習指導者との緊密な連携により実習指導を行う体制とする。</u></p> <p>なお、これらのグループの臨床実習指導者には、<u>定期的に研修を実施し、具体的な教育指導方法や学生の心理的ケアの方法、学修するスキルの到達水準（見学・模倣・実施）の理解等、実習指導に必要な教育スキルの向上を図る。中核実習施設においては、実習指導担当教員と臨床実習指導者との緊密な連携により本学の臨床教育における指導方針を色濃く反映した実習教育を可能とする充実した体制を取ることができると考えている。</u></p> <p>【資料8：国際医療福祉大学・高邦会グループの医療・福祉施設】</p>	<p>(60 ページ)</p> <h2>第10 実習の具体的計画</h2> <h3>1. 実習の特徴</h3> <p>(中略)</p> <h3>2. 実習体制</h3> <p>(追加)</p> <h4>(1) 中核実習施設</h4> <p>大部分の実習を実施するグループ関連施設を中核実習施設として位置付けており、<u>実習施設の臨床教育者（実習施設における実習指導者）が実習を担当し、本学と密接に連携して実習指導を行っていくものとする。また、グループ施設の臨床教育者のうち、実習指導に関する知識・経験が豊富な者を、責任者として配置し、実習期間においては実習指導の管理を専任として行うものとする。</u></p> <p>なお、これらのグループの臨床教育者には、<u>2日前後の研修を実施し、具体的な教育指導方法や学生の心理的ケアの方法、学修するスキルの到達水準（見学・模倣・実施）の理解等、実習指導に必要な教育スキルの向上を図る。</u></p> <p>【資料8：国際医療福祉大学・高邦会グループの医療・福祉施設】</p>

<右記を以下に変更>

## (2) 一般実習施設

(中略)

グループ施設における実習と同等の実習指導の水準が保たれることに留意し、一般施設の施設長や臨床実習指導者とも、常日頃から連携をとり、実習に取り組む学生を確実に支援できる体制と環境を整えることとしている。なお、一般実習施設の臨床実習指導者においても、本学が行う臨床教育に関する研修への参加を依頼し、教育指導方法等、実習指導に必要な教育スキルについての向上を図る。

## (3) 実習中の訪問指導

実習期間においては、中核実習施設と一般実習施設のどちらの施設であっても、また遠隔地の実習施設であったとしても、必ず1回は実習指導担当教員が訪問指導し、週に1回は実習施設の臨床実習指導者と連絡を取ることとする。

## (4) 緊急時(事故発生時等)の対応

事故が発生した場合、予め定めている「事故発生時の報告ルート」に従い、臨床実習指導者から直ちに本学の実習指導担当教員に連絡が入る。これを受け、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長が速やかに対応を協議するものとする。また、実習施設においても、直ちに臨床実習指導者、実習施設の部門責任者、施設長(病院長)による協議が行われる体制となっている。

中核施設においては、実習施設と大学は緊密な連携が図られており、より速やかな事故対応が行われる。

一般施設にあっても、実習指導担当教員と臨床実習指導者との緊密な連絡体制により、中核施設と同様の対応を取ることとするが、迅速に実習指導担当教員(又は事務責任者)を派遣し、事故対応と情報収集に当たらせるものとする。

(中略)

なお、実習施設が沖縄県や大阪府のような遠隔地に立地している場合であっても、大学近隣の実習施設と同様の対応を行うことを原則としており、実習指導担当教員(又は事務責任者)を実習施設に派遣し、臨床実習指導者の協力を得て事故対応に当たらせる。

(中略)

## (2) 一般実習施設

(中略)

一般実習施設においては、一般実習施設の臨床教育者が実習指導を担当するものとする。グループ施設における実習と同等の実習指導の水準が保たれることに留意し、一般施設の施設長や臨床教育者とも、常日頃から連携をとり、実習に取り組む学生を確実に支援できる体制と環境を整えることとしている。

## (3) 実習中の訪問指導

実習期間においては、中核実習施設と一般実習施設のどちらの施設であっても、また遠隔地の実習施設であったとしても、必ず1回は教員が訪問指導し、週に1回は実習施設の臨床教育者と連絡を取ることとする。

## (4) 緊急時(事故発生時等)の対応

事故が発生した場合、予め定めている「事故発生時の報告ルート」に従い、臨床教育者から直ちに本学の実習担当教員に連絡が入る。これを受け、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長が速やかに対応を協議するものとする。また、実習施設においても、直ちに臨床教育者、実習責任者、病院長による協議が行われる体制となっている。

中核施設においては、実習施設と大学は緊密な連携が図られており、速やかな事故対応が行われる。

一般施設にあっても、臨床教育者との緊密な連絡体制により、中核施設と同様の対応を取ることとするが、迅速に実習指導担当教員(又は事務責任者)を派遣し、事故対応と情報収集に当たらせるものとする。

(中略)

なお、実習施設が沖縄県や大阪府のような遠隔地に立地している場合であっても、大学近隣の実習施設と同様の対応を行うことを原則としており、実習指導担当教員(又は事務責任者)を実習施設に派遣し、臨床教育者と協働して事故対応に当たらせる。

(中略)

<右記を以下に変更>

**(5) 実習中の指導体制および評価について**

本学では、実習指導担当教員が臨床・臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床・臨地実習の進捗管理等を行い、学生の臨床・臨地実習期間中においても、臨床実習指導者と密に連携し、ポートフォリオ等により学生の実習状況を把握するとともに、学生へのタイムリーな学修支援や心理的ケアを行う。

(中略)

実習評価は、臨床実習指導者による実習期間中の状況報告を参考にして、臨床実習の科目担当教員が総合的に判断し単位を認定する。定性的で尺度化しにくいスキル等についてはルーブリック評価を用いる。

**3. 理学療法学科**

**(1) 実習科目の概要**

(中略)

**(2) 実習の目標**

①基礎実習 I・II

(中略)

5) 臨床実習指導者に対して適切な報告・連絡・相談ができる。

(中略)

②検査測定実習

(中略)

5) 臨床実習指導者に対して適切な報告・連絡・相談ができる。

(中略)

③評価実習

(中略)

3) 臨床実習指導者の協力を得て、対象者の検査・測定の実施、問題点の整理、具体的な治療目標設定といった理学療法評価の過程を経験・修得する。

(中略)

④地域理学療法実習

(中略)

5) 臨床実習指導者に対して適切な報告・連絡・相談ができる。

(中略)

**(5) 実習中の指導体制および評価について**

本学では、実習指導担当教員が臨床・臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床・臨地実習の進捗管理等を行い、学生の臨床・臨地実習期間中においても、臨床教育者と密に連携し、ポートフォリオ等により学生の実習状況を把握するとともに、学生へのタイムリーな学修支援や心理的ケアを行う。

(中略)

実習評価は実習指導担当教員と臨床教育者が総合的に評価することを基本とし、定性的で尺度化しにくいスキル等についてはルーブリック評価を用いる。

**3. 理学療法学科**

**(1) 実習科目の概要**

(中略)

**(2) 実習の目標**

①基礎実習 I・II

(中略)

5) 臨床教育者 (Clinical educator : CE) に対して適切な報告・連絡・相談ができる。

(中略)

②検査測定実習

(中略)

5) 臨床教育者 (Clinical educator : CE) に対して適切な報告・連絡・相談ができる。

(中略)

③評価実習

(中略)

3) 臨床教育者 (Clinical educator : CE) の指導を受けながら、対象者の検査・測定の実施、問題点の整理、具体的な治療目標設定といった理学療法評価の過程を経験・修得する。

(中略)

④地域理学療法実習

(中略)

5) 臨床教育者 (Clinical educator : CE) に対して適切な報告・連絡・相談ができる。

(中略)

(64 ページ)

<右記を以下に変更>

⑤臨床実習Ⅰ・Ⅱ

(中略)

3) 臨床実習指導者の協力を得て、対象者の検査・測定の実施、問題点の整理、具体的な治療目標設定、治療実践、検証作業といった理学療法一連の過程を経験・修得する。

(中略)

(3) 実習先の確保の状況

(中略)

(4) 実習先との契約内容

(中略)

(5) 実習水準の確保の方策

(中略)

② 本学科の臨床教育(実習)の運営にあたっては、本学科の実習指導担当教員と実習施設の臨床実習指導者による会議(臨床教育運営会議)を設け、臨床教育(実習)のあり方および具体的方法を常に共有する。

③ 隣接する福岡山王病院や総合ケアセンターももちをはじめとして、大川柳川地区のグループ関連病院および関連施設(中核実習施設)に加えて、理学療法士が勤務する福岡県福岡市および近隣市町村の施設についても、本学科の臨床教育(実習)の考え方と方法を共有しながら、ともに学生を指導して頂ける施設とする。

(中略)

⑤ 臨床教育(実習)における学生指導は、中核実習施設・一般実習施設のどちらにおいても臨床実習指導者の協力を得て、実習指導担当教員が行う。

⑥ 臨床教育(実習)において、学生は理学療法を実施するのに必要な検査・測定、評価、治療プログラムの立案、治療、効果判定および経過記録等について、臨床実習指導者の協力を得て、見学・模倣・実践し、関連スキルの修得を目指す。

(6) 実習先との連携体制について

実習先との協力体制の構築および維持を目的に、実習指導担当教員と実習施設責任者・臨床実習指導者間で綿密な連携を図る。そのために、両者が実習内容や指導方法について協議する場として、年に数回の臨床教育運営会議を設ける。会議内容は前年度の臨床実習を振り返り、実習先からの意見・要望等を聴取することや、当該年度の臨床実習の目的・目

(64 ページ)

⑤臨床実習Ⅰ・Ⅱ

(中略)

3) 臨床教育者(Clinical educator:CE)の指導を受けながら、対象者の検査・測定の実施、問題点の整理、具体的な治療目標設定、治療実践、検証作業といった理学療法一連の過程を経験・修得する。

(中略)

(3) 実習先の確保の状況

(中略)

(4) 実習先との契約内容

(中略)

(5) 実習水準の確保の方策

(中略)

② 本学科の臨床教育(実習)の運営にあたっては、本学科の実習指導担当教員と中核実習施設の臨床教育者による会議(臨床教育運営会議)を設け、臨床教育(実習)のあり方および具体的方法を常に共有する。

③ 中核実習施設は、隣接する福岡山王病院や総合ケアセンターももちをはじめとして、大川・柳川地区のグループ関連病院および関連施設、理学療法士が勤務する福岡県福岡市および近隣市町村の施設等とし、本学科の臨床教育(実習)の考え方と方法を共有しながら、ともに学生を指導して頂ける施設とする。

(中略)

⑤ 臨床教育(実習)における学生指導は、本学の関連病院・関連施設においては、本学が行う臨床教育に関する研修を修了した臨床教育者が指導を行う。その他の実習施設においては実習先の臨床教育者が指導するが、その臨床教育者には本学が行う研修への参加を依頼する。

⑥ 臨床教育(実習)において、学生は理学療法を実施するのに必要な検査・測定、評価、治療プログラムの立案、治療、効果判定および経過記録等について、臨床教育者の助言・指導のもと見学・模倣・実践し、関連スキルの修得を目指す。

(6) 実習先との連携体制について

実習先との協力体制の構築および維持を目的に、実習指導担当教員と実習施設責任者・臨床教育者間で綿密な連携を図る。そのために、両者が実習内容や指導方法について協議する場として、年1~2回の会議を設ける。会議内容は前年度の臨床実習を振り返り、実習先からの意見・要望等を聴取することや、当該年度の臨床実習の目的・目標・実習指導方



標・実習指導方法等について協議することとする。  
また、大学教育としての実習の質を確保するため、本学では教育課程(カリキュラム)や実習の具体的な目的、到達目標、実習指導方法等の臨床教育(実習)体制を明確に示した「臨床実習の手引き」を作成する。この「臨床実習の手引き」を用いて、事前に学生および臨床実習指導者に対して十分に説明し理解を得る。このように、学生、臨床実習指導者、実習指導担当教員間の共通理解を得ることで、本学での教育の充実と臨床実習の質の確保を図る。

(66 ページ)

**(7) 実習前の準備状況(感染予防対策・保険等の加入状況)**

(中略)

**(8) 事前・事後における指導計画**

(中略)

○事前学修(実習前の指導)

**④ 臨床実習指導者と実習指導担当教員の役割**

(中略)

○実習中の指導

実習中は、臨床実習指導者の協力を得て実習運営が行われる。また、実習指導担当教員は実習先を定期的に訪問し以下の点について指導に当たる。

(中略)

**(9) 教員の配置ならびに巡回指導計画**

実習指導担当教員は、臨床実習指導者の協力を得て、実習の進捗管理や調整、実習先の訪問指導、成績評価、非常時の対応などの役割を担う。

実習施設は、主としてグループ関連施設の病院および医療福祉施設(中核実習施設)を予定しているが、実習期間中には、実習指導担当教員が中核実習施設と一般実習施設のどちらであっても訪問し、ディスカッションなどを行い実習指導を行う予定である。また、訪問指導はそれぞれ学生個々の進捗に合わせて柔軟に追加訪問を実施する。

(中略)

法等について協議することとする。

また、大学教育としての実習の質を確保するため、本学では教育課程(カリキュラム)や実習の具体的な目的、到達目標、実習指導方法等の臨床教育(実習)体制を明確に示した「臨床実習の手引き」を作成する。この「臨床実習の手引き」を用いて、事前に学生および臨床教育者に対して十分に説明し理解を得る。このように、学生、臨床教育者、実習指導担当教員間の共通理解を得ることで、本学での教育の充実と臨床実習の質の確保を図る。

(66 ページ)

**(7) 実習前の準備状況(感染予防対策・保険等の加入状況)**

(中略)

**(8) 事前・事後における指導計画**

(中略)

○事前学修(実習前の指導)

**④ 臨床教育者と実習指導担当教員の役割**

(中略)

○実習中の指導

実習中は、実習先の臨床教育者の指導を受ける。また、実習指導担当教員が必要に応じて実習先を定期的に訪問し以下の点について指導に当たる。

(中略)

**(9) 教員の配置ならびに巡回指導計画**

実習指導担当教員は、臨床教育者との連携による実習の進捗管理や調整、実習先の訪問指導、成績評価、非常時の対応などの役割を担う。

実習施設は、主としてグループ関連施設の病院および医療福祉施設とし、実習期間中には、グループ施設の臨床教育者、もしくは本学の実習指導担当教員がグループ関連施設に常駐し、実習指導を行う予定である。「評価実習」「地域理学療法実習」「臨床実習Ⅰ・Ⅱ」については、グループ施設以外での実習となった場合には、訪問指導を実施することとし、教員が定期的に訪問しディスカッションなどを行い適宜指導する。また、訪問指導はそれぞれ学生個々の進捗に合わせて柔軟に追加訪問を実施する。

(中略)

**(10) 実習施設における指導者の配置計画**

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則および理学療法士作業療法士学校養成施設指導要領、日本理学療法士協会、リハビリテーション教育評価機構が定める水準を考慮し、基礎実習Ⅰ・Ⅱ、検査測定実習、地域理学療法実習においては、基本的モデルとして、1人の臨床実習指導者が2名の学生を担当していただく。しかし、評価実習および臨床実習Ⅰ・Ⅱにおいては担当患者の症状等を踏まえて基本モデルと共に1人の臨床実習指導者が1名の学生を指導できるような配置も検討できる体制を事前に構築する。

**(11) 成績評価体制および単位認定方法**

①臨床実習評価について

1) 目的

他者（臨床実習指導者・実習指導担当教員）からの多面的な評価を、実習体験の意味付けに役立て、自己の課題を明確にした上で、次の段階への展開につなげることにある。

2) 方法

日本理学療法士協会作成の「臨床実習教育の手引き（第5版）」を参考に作成した「臨床実習評価表」等の評価基準に従い、臨床実習指導者の協力を得て、実習指導担当教員が評価を行う。評価項目は以下となる。

- ・ 医療従事者としての適性
- ・ 臨床実習の実際

②単位認定の方法

実習指導担当教員による事前指導、事後指導における評価（発表会における症例報告内容、実習報告書等）、および臨床実習指導者による各実習施設における実習状況報告により科目担当教員が総合的に判断し単位認定を行う。

（後略）

**(10) 実習施設における指導者の配置計画**

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則および理学療法士作業療法士学校養成施設指導要領、日本理学療法士協会、リハビリテーション教育評価機構が定める水準を考慮し、基礎実習Ⅰ・Ⅱ、検査測定実習、地域理学療法実習においては基本的モデルとして1人の臨床教育者が2名の学生を担当していただく。しかし、評価実習および臨床実習Ⅰ・Ⅱにおいては担当患者の症状等を踏まえて基本モデルと共に1人の臨床教育者が1名の学生を指導できるような配置も検討できる体制を事前に構築する。

**(11) 成績評価体制および単位認定方法**

①臨床実習評価について

1) 目的

他者（臨床教育者・実習指導担当教員）からの多面的な評価を、実習体験の意味付けに役立て、自己の課題を明確にした上で、次の段階への展開につなげることにある。

2) 方法

日本理学療法士協会作成の「臨床実習教育の手引き（第5版）」を参考に作成した「臨床実習評価表」等の評価基準に従い、臨床教育者が評価を行う。評価項目は以下となる。

- ・ 医療従事者としての適性
- ・ 臨床実習の実際

②単位認定の方法

実習指導担当教員による事前指導、事後指導における評価（発表会における症例報告内容、実習報告書等）、および臨床教育者による各実習施設における出席状況と臨床実習評価表の各項目の到達度により総合的に判断し単位認定を行う。

（後略）

【教育課程等】

1. 【審査意見4への対応について】

＜実習体制に関する説明が不十分＞

実習の実施体制について下記の点について不明確なため、改めて具体的に説明すること。

【3学科共通】

中核施設と位置付ける本学のグループ法人が実習先の場合、実習の実施の多くの部分をグループ法人に任せるような記載が見受けられ、大学として自ら実習科目を運営するのかが不明確。特に、臨床教育者については、「実習を指導する」旨の説明があり、臨床実習を担当する専任教員と同等の役割を担うのであれば、科目担当教員として整理することが必要だが、兼任教員としても挙げられていない。

(対応)

ご指摘の通り、実習体制の中核実習施設の説明の中で「また、グループ施設の臨床教育者のうち、実習指導に関する知識・経験が豊富な者を、責任者として配置し、実習期間においては実習指導の管理を専任として行うものとする。」と記載しており、中核施設における実習をグループ法人に任せるかのような印象を与えましたが、「本学の実習指導担当教員は、各施設の臨床実習指導者との緊密な連携により実習指導を行う体制とする。」と記載を改め、大学として自ら実習科目を運営することを明確にします。

また、各実習施設における実習担当者を「臨床教育者」と呼称していましたが、「臨床実習指導者」と同義語で、誤解を招くことから、今後は「臨床実習指導者」と改めます。

加えて、臨床教育者（臨床実習指導者に変更）について、「実習を指導する」旨の記載があり、実習指導の中心を担わせるような誤解を招く恐れがありました。臨床実習指導者はあくまでも本学実習担当教員の指導の下、学生指導を担当し、臨床実習を行います。

評価についても、「実習評価は教員と臨床教育者が総合的に評価することを基本とする」と記載しておりましたが、実態を説明しているとは言えず、「臨床実習指導者の報告を参考にし、本学の科目担当教員が責任を持って総合的に評価をする」と改めます。

新	旧
<p>(60 ページ)</p> <h2>第10 実習の具体的計画</h2> <h3>1. 実習の特徴</h3> <p>(中略)</p> <h3>2. 実習体制</h3> <p><u>各施設における実習指導は、本学の実習指導を担当する教員である「実習指導担当教員」が主導し、各施設の実習指導に携わる職員である「臨床実習指導者」との連携体制の下で行われる。</u></p> <p><u>実習指導の教育効果を高めるためには、本学と実習施設との密な連携体制の構築が重要であると考えられるため、各施設において「臨床実習指導者」のうち実習指導における経験が豊かな職員に、本学の「実習指導担当教員」との連絡および調整の役割も担当していただく。</u></p> <p><u>本学の「実習指導担当教員」は、各施設の「臨床実習指導者」との連携による指導体制を構築するとともに、実習前教育、実習期間中の訪問指導、実習後教育を通じて、学生の行動と学修状況を把握し、教育的配慮に焦点をあてて学生指導を行うこととする。</u></p> <p><u>実習体制については、グループの関連施設である中核実習施設と一般の実習施設においてのどちらの施設であっても、本学の責任の下に運営し、「実習指導担当教員」による実習教育が行われる体制とする。</u></p> <p>&lt;右記を以下に変更&gt;</p> <h4>(1) 中核実習施設</h4> <p>大部分の実習を実施するグループ関連施設を中核実習施設として位置付けており、<u>本学の実習指導担当教員は、各施設の臨床実習指導者との緊密な連携により実習指導を行う体制とする。</u></p> <p>なお、これらのグループの<u>臨床実習指導者には、定期的に研修を実施し、具体的な教育指導方法や学生の心理的ケアの方法、学修するスキルの到達水準（見学・模倣・実施）の理解等、実習指導に必要な教育スキルの向上を図る。中核実習施設においては、実習指導担当教員と臨床実習指導者との緊密な連携により本学の臨床教育における指導方針を色濃く反映した実習教育を可能とする充実した体制を取ることができると考えている。</u></p> <p>【資料8：国際医療福祉大学・高邦会グループの医療・福祉施設】</p>	<p>(60 ページ)</p> <h2>第10 実習の具体的計画</h2> <h3>1. 実習の特徴</h3> <p>(中略)</p> <h3>2. 実習体制</h3> <p>(追加)</p> <h4>(1) 中核実習施設</h4> <p>大部分の実習を実施するグループ関連施設を中核実習施設として位置付けており、<u>実習施設の臨床教育者（実習施設における実習指導者）が実習を担当し、本学と密接に連携して実習指導を行っていくものとする。また、グループ施設の臨床教育者のうち、実習指導に関する知識・経験が豊富な者を、責任者として配置し、実習期間においては実習指導の管理を専任として行うものとする。</u></p> <p>なお、これらのグループの臨床教育者には、<u>2日前後の研修を実施し、具体的な教育指導方法や学生の心理的ケアの方法、学修するスキルの到達水準（見学・模倣・実施）の理解等、実習指導に必要な教育スキルの向上を図る。</u></p> <p>【資料8：国際医療福祉大学・高邦会グループの医療・福祉施設】</p>

## (2) 一般実習施設

(中略)

<右記を以下に変更>

グループ施設における実習と同等の実習指導の水準が保たれることに留意し、一般施設の施設長や臨床実習指導者とも、常日頃から連携をとり、実習に取り組む学生を確実に支援できる体制と環境を整えることとしている。なお、一般実習施設の臨床実習指導者においても、本学が行う臨床教育に関する研修への参加を依頼し、教育指導方法等、実習指導に必要な教育スキルについての向上を図る。

## (3) 実習中の訪問指導

実習期間においては、中核実習施設と一般実習施設のどちらの施設であっても、また遠隔地の実習施設であったとしても、必ず1回は実習指導担当教員が訪問指導し、週に1回は実習施設の臨床実習指導者と連絡を取ることとする。

## (4) 緊急時(事故発生時等)の対応

事故が発生した場合、予め定めている「事故発生時の報告ルート」に従い、臨床実習指導者から直ちに本学の実習指導担当教員に連絡が入る。これを受け、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長が速やかに対応を協議するものとする。また、実習施設においても、直ちに臨床実習指導者、実習施設の部門責任者、施設長(病院長)による協議が行われる体制となっている。

中核施設においては、実習施設と大学は緊密な連携が図られており、より速やかな事故対応が行われる。

一般施設にあっても、実習指導担当教員と臨床実習指導者との緊密な連絡体制により、中核施設と同様の対応を取ることとするが、迅速に実習指導担当教員(又は事務責任者)を派遣し、事故対応と情報収集に当たらせるものとする。

(中略)

なお、実習施設が沖縄県や大阪府のような遠隔地に立地している場合であっても、大学近隣の実習施設と同様の対応を行うことを原則としており、実習指導担当教員(又は事務責任者)を実習施設に派遣し、臨床実習指導者の協力を得て事故対応に当たらせる。

(中略)

## (2) 一般実習施設

(中略)

一般実習施設においては、一般実習施設の臨床教育者が実習指導を担当するものとする。グループ施設における実習と同等の実習指導の水準が保たれることに留意し、一般施設の施設長や臨床教育者とも、常日頃から連携をとり、実習に取り組む学生を確実に支援できる体制と環境を整えることとしている。

## (3) 実習中の訪問指導

実習期間においては、中核実習施設と一般実習施設のどちらの施設であっても、また遠隔地の実習施設であったとしても、必ず1回は教員が訪問指導し、週に1回は実習施設の臨床教育者と連絡を取ることとする。

## (4) 緊急時(事故発生時等)の対応

事故が発生した場合、予め定めている「事故発生時の報告ルート」に従い、臨床教育者から直ちに本学の実習担当教員に連絡が入る。これを受け、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長が速やかに対応を協議するものとする。また、実習施設においても、直ちに臨床教育者、実習責任者、病院長による協議が行われる体制となっている。

中核施設においては、実習施設と大学は緊密な連携が図られており、速やかな事故対応が行われる。

一般施設にあっても、臨床教育者との緊密な連絡体制により、中核施設と同様の対応を取ることとするが、迅速に実習指導担当教員(又は事務責任者)を派遣し、事故対応と情報収集に当たらせるものとする。

(中略)

なお、実習施設が沖縄県や大阪府のような遠隔地に立地している場合であっても、大学近隣の実習施設と同様の対応を行うことを原則としており、実習指導担当教員(又は事務責任者)を実習施設に派遣し、臨床教育者と協働して事故対応に当たらせる。

(中略)

(62 ページ) <右記を以下に変更>

#### (5) 実習中の指導体制および評価について

本学では、実習指導担当教員が臨床・臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床・臨地実習の進捗管理等を行い、学生の臨床・臨地実習期間中においても、臨床実習指導者と密に連携し、ポートフォリオ等により学生の実習状況を把握するとともに、学生へのタイムリーな学修支援や心理的ケアを行う。

(中略)

実習評価は、臨床実習指導者による実習期間中の状況報告を参考にして、臨床実習の科目担当教員が総合的に判断し単位を認定する。定性的で尺度化しにくいスキル等についてはルーブリック評価を用いる。

(中略)

(69 ページ) <右記を以下に変更>

### 4. 作業療法学科

#### (1) 実習科目の概要

(中略)

##### ④ 検査・測定実習 (3 年次 1 単位)

臨床実習指導者の援助を受けながら、疾患と障害に応じた基本的な検査測定を適切に選択かつ実施し、対象者への説明・指示、検査結果の記録方法について学ぶ。

##### ⑤ 評価実習 (3 年次 3 単位)

臨床実習指導者の協力を得て、作業療法計画立案に至る思考について実践過程を通して学び、作業療法実施計画について理解し、自ら対象者情報の把握、スクリーニング、作業療法評価計画の立案、作業療法評価の実施、評価のまとめ、長期目標・短期目標の設定、作業療法実施計画の立案、作業療法実践の補助を行う。

##### ⑥ 総合実習 I (4 年次 8 単位)

学内教育で学修した知識と技術技能を臨床における作業療法体験において統合することを目的とする。臨床実習指導者の援助を受けながら、対象者の全体像を把握し、具体的な作業療法計画を立案し、実施する。さらに、その作業療法実施の結果を把握し、作業療法計画を修正する。

##### ⑦ 総合実習 II (4 年次 8 単位)

学内教育で学修した知識と技術技能を臨床における作業療法体験において統合することを目的とする。臨床実習指導者の協力を得て、自ら対象者の全体像を把握し、スクリーニング、作業療法評価計画の立案、作業療法評価の

(62 ページ)

#### (5) 実習中の指導体制および評価について

本学では、実習指導担当教員が臨床・臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床・臨地実習の進捗管理等を行い、学生の臨床・臨地実習期間中においても、臨床教育者と密に連携し、ポートフォリオ等により学生の実習状況を把握するとともに、学生へのタイムリーな学修支援や心理的ケアを行う。

(中略)

実習評価は実習指導担当教員と臨床教育者が総合的に評価することを基本とし、定性的で尺度化しにくいスキル等についてはルーブリック評価を用いる。

(中略)

(69 ページ)

### 4. 作業療法学科

#### (1) 実習科目の概要

(中略)

##### ④ 検査・測定実習 (3 年次 1 単位)

臨床教育者 (Clinical educator:CE) の援助を受けながら、疾患と障害に応じた基本的な検査測定を適切に選択かつ実施し、対象者への説明・指示、検査結果の記録方法について学ぶ。

##### ⑤ 評価実習 (3 年次 3 単位)

臨床教育者 (Clinical educator:CE) の作業療法計画立案に至る思考について実践過程を通して学び、作業療法実施計画について理解し、自ら対象者情報の把握、スクリーニング、作業療法評価計画の立案、作業療法評価の実施、評価のまとめ、長期目標・短期目標の設定、作業療法実施計画の立案、作業療法実践の補助を行う。

##### ⑥ 総合実習 I (4 年次 8 単位)

学内教育で学修した知識と技術技能を臨床における作業療法体験において統合することを目的とする。臨床教育者 (Clinical educator:CE) の援助を受けながら、対象者の全体像を把握し、具体的な作業療法計画を立案し、実施する。さらに、その作業療法実施の結果を把握し、作業療法計画を修正する。

##### ⑦ 総合実習 II (4 年次 8 単位)

学内教育で学修した知識と技術技能を臨床における作業療法体験において統合することを目的とする。臨床教育者 (Clinical educator:CE) の指導のもと、自ら対象者の全

実施、評価のまとめと標的課題の設定、目標の設定、作業療法実施計画の立案、作業療法の実施、再評価、作業療法実施計画の修正、作業療法実践の補助を行う。

(70 ページ) <右記を以下に変更>

## (2) 実習の目標

(中略)

### ④検査・測定実習

- 1) 実習生として適切な態度や行動を学ぶ。
- 2) 臨床実習指導者の援助を受けながら、疾患と障害に応じた基本的な検査測定を適切に選択かつ実施し、対象者への説明・指示、検査結果の記録ができる。

### ⑤評価実習

- 1) 作業療法士の作業療法計画立案に至る思考・実践過程を理解することができる。
- 2) 作業療法計画を立案することができる。
- 3) 作業療法実践の補助ができる。

### ⑥総合実習 I

- 1) 臨床実習指導者の援助を受けながら、作業療法計画を立案する。さらに、その作業療法実施の結果を把握し、作業療法計画を修正することができる。
- 2) 作業療法実践の補助ができる

### ⑦総合実習 II

- 1) 臨床実習指導者の協力を得て、自ら作業療法計画を立案する。さらに、その作業療法実施の結果を把握し、作業療法計画を修正することができる。
- 2) 作業療法実践の補助ができる。

## (3) 実習先の確保の状況

(中略)

## (4) 実習先との契約内容

(中略)

## (5) 実習水準の確保の方策

(中略)

- ② 本学科の臨床教育(実習)の運営にあたっては、本学科の教職員と実習施設の臨床実習指導者による会議(臨床教育運営会議)を設け、臨床教育(実習)のあり方および具体的方法を常に共有する。
- ③ 隣接する福岡山王病院や総合ケアセンターも

体像を把握し、スクリーニング、作業療法評価計画の立案、作業療法評価の実施、評価のまとめと標的課題の設定、目標の設定、作業療法実施計画の立案、作業療法の実施、再評価、作業療法実施計画の修正、作業療法実践の補助を行う。

(70 ページ)

## (2) 実習の目標

(中略)

### ④検査・測定実習

- 1) 実習生として適切な態度や行動を学ぶ。
- 2) 臨床教育者の援助を受けながら、疾患と障害に応じた基本的な検査測定を適切に選択かつ実施し、対象者への説明・指示、検査結果の記録ができる。

### ⑤評価実習

- 1) 臨床教育者の作業療法計画立案に至る思考・実践過程を理解することができる。
- 2) 作業療法計画を立案することができる。
- 3) 作業療法実践の補助ができる。

### ⑥総合実習 I

- 1) 臨床教育者の援助を受けながら、作業療法計画を立案する。さらに、その作業療法実施の結果を把握し、作業療法計画を修正することができる。
- 2) 作業療法実践の補助ができる

### ⑦総合実習 II

- 1) 臨床教育者の指導のもと、自ら作業療法計画を立案する。さらに、その作業療法実施の結果を把握し、作業療法計画を修正することができる。
- 2) 作業療法実践の補助ができる。

## (3) 実習先の確保の状況

(中略)

## (4) 実習先との契約内容

(中略)

## (5) 実習水準の確保の方策

(中略)

- ② 本学科の臨床教育(実習)の運営にあたっては、本学科の教職員と中核実習施設の臨床教育者による会議(臨床教育運営会議)を設け、臨床教育(実習)のあり方および具体的方法を常に共有する。
- ③ 中核実習施設は、隣接する福岡山王病院や総合

もちをはじめとして、大川柳川地区のグループ関連病院および関連施設に加えて、作業療法士が勤務する福岡県福岡市および近隣市町村の施設についても、本学科の臨床教育（実習）の考え方と方法を共有しながら、ともに学生を指導して頂ける施設とする。

- ④ 基本的には本学科が臨床教育（実習）の内容（目的、方法など）を明示する。
- ⑤ 臨床教育（実習）における学生指導は、中核実習施設・一般実習施設のどちらにおいても臨床実習指導者の協力を得て、実習指導担当教員が行う。
- ⑥ 臨床教育（実習）において学生は作業療法計画立案と作業療法実践を学ぶ。ただし、作業療法実践技術の十分な修得は卒後に委ねる。

（72 ページ）＜右記を以下に変更＞

#### （6）実習先との連携体制について

実習施設の臨床実習指導者と本学の実習指導担当教員から構成される臨床教育運営会議を年に数回程度開催し、臨床教育（実習）の具体的な内容と方法、臨床実習指導者と実習指導担当教員の役割分担、学生指導方法論、臨床教育の事例研究などを行う。

また、専門学校の実習との違いは、大学教育としての実習の質を確保するため、本学では教育課程（カリキュラム）や実習の具体的な目的、到達目標、実習指導方法等の臨床教育（実習）体制を明確に示した「臨床実習の手引き」を作成する。この「臨床実習の手引き」を用いて、事前に学生および臨床実習指導者に対して十分に説明し理解を得る。このように、学生、臨床実習指導者（臨床実習施設）、実習指導担当教員（大学）間の共通理解を得ることで、本学での教育の充実と臨床実習の質の確保を図る。

#### （7）実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

（中略）

#### （8）事前・事後における指導計画

（中略）

- 事前学修（実習前の指導）

（中略）

- ④ 臨床実習指導者と実習指導担当教員の役割

（中略）

- 実習中の指導

実習中は、臨床実習指導者の協力を得て実習運営が行われる。また、実習指導担当教員は実習先を定期的に訪問し以下の点について指導に当たる。

（中略）

ケアセンターももちをはじめとして、大川柳川地区のグループ関連病院および関連施設に加えて、作業療法士が勤務する福岡県福岡市および近隣市町村の施設とし、本学科の臨床教育（実習）の考え方と方法を共有しながら、ともに学生を指導して頂ける施設とする。

- ④ 基本的には本学科が臨床教育（実習）の内容（目的、方法など）を明示する。
- ⑤ 臨床教育（実習）における学生指導は、本学の関連病院・関連施設においては、本学が行う臨床教育に関する研修を修了した臨床教育者が指導を行う。その他の実習施設においては実習先の臨床教育者が指導するが、その臨床教育者には本学が行う研修への参加を依頼する。
- ⑥ 臨床教育（実習）において学生は作業療法計画立案と作業療法実践を学ぶ。ただし、作業療法実践技術の十分な修得は卒後に委ねる。

（72 ページ）

#### （6）実習先との連携体制について

上記の中核実習施設の臨床教育者と本学の実習指導担当教員から構成される臨床教育運営会議を年1～2回程度開催し、臨床教育（実習）の具体的な内容と方法、臨床教育者と教員の役割分担、学生指導方法論、臨床教育の事例研究などを行う。

また、専門学校の実習との違いは、大学教育としての実習の質を確保するため、本学では教育課程（カリキュラム）や実習の具体的な目的、到達目標、実習指導方法等の臨床教育（実習）体制を明確に示した「臨床実習の手引き」を作成する。この「臨床実習の手引き」を用いて、事前に学生および臨床教育者に対して十分に説明し理解を得る。このように、学生、臨床教育者（臨床実習施設）、実習指導担当教員（大学）間の共通理解を得ることで、本学での教育の充実と臨床実習の質の確保を図る。

#### （7）実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

（中略）

#### （8）事前・事後における指導計画

（中略）

- 事前学修（実習前の指導）

（中略）

- ④ 臨床教育者と実習指導担当教員の役割

（中略）

- 実習中の指導

実習中は、実習先の臨床教育者の指導を受ける。また、実習指導担当教員が必要に応じて実習先を定期的に訪問し以下の点について指導に当たる。

（中略）



### (9) 教員の配置ならびに巡回指導計画

実習指導担当教員は、臨床実習指導者の協力を得て、実習の進捗管理や調整、実習先の訪問指導、成績評価、非常時の対応などの役割を担う。

実習施設は、主としてグループ関連施設の病院および医療福祉施設（中核実習施設）を予定しているが、実習期間中には、実習指導担当教員が中核実習施設と一般実習施設のどちらであつても訪問し、ディスカッションなどを行い実習指導を行う予定である。また、訪問指導はそれぞれ学生個々の進捗に合わせて柔軟に追加訪問を実施する。

(中略)

(74 ページ) <右記を以下に変更>

### (10) 実習施設における指導者の配置計画

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則および理学療法士作業療法士学校養成施設指導要領、World Federation of Occupational Therapists、日本作業療法士協会、リハビリテーション教育評価機構が定める水準を考慮し、1人の臨床実習指導者が1~2名の学生を指導できるよう配置する。

### (11) 成績評価体制および単位認定方法

#### ①臨床実習評価について

##### 1) 目的

他者（臨床実習指導者・実習指導担当教員）から多面的に評価されることにより、実習内容を振り返り、実習体験の意味付けに役立てるとともに、次の段階に向けて自己の課題を明確にし、向上させることにある。

##### 2) 方法

臨床実習について、日本作業療法士協会作成の「作業療法 臨床実習の手引き第4版」の臨床実習における最低到達基準評価（合格基準）を参考に作成した「臨床実習評価表」等に従い、臨床実習指導者の協力を得て、実習指導担当教員が評価を行う。

#### ②単位認定の方法

実習指導担当教員による事前指導、事後指導における評価、および臨床実習指導者による各実習施設における実習状況報告等により科目担当教員が総合的に判断し、単位認定を行う。具体的な評価項目は以下のとおりである。

(後略)

### (9) 教員の配置ならびに巡回指導計画

実習指導担当教員は、臨床教育者との連携による実習の進捗管理や調整、実習先の訪問指導、成績評価、非常時の対応などの役割を担う。

実習施設は、主としてグループ関連施設の病院および医療福祉施設を予定しており、「検査・測定実習」「地域作業療法実習」「評価実習」、「総合実習Ⅰ」、「総合実習Ⅱ」については、グループ施設以外での実習となる場合も含めて、訪問指導を実施することとし、教員が定期的に訪問しディスカッションなどを行い適宜指導する。また、訪問指導はそれぞれ学生個々の進捗に合わせて柔軟に追加訪問を実施する。

(中略)

(74ページ)

### (10) 実習施設における指導者の配置計画

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則および理学療法士作業療法士学校養成施設指導要領、World Federation of Occupational Therapists、日本作業療法士協会、リハビリテーション教育評価機構が定める水準を考慮し、1人の臨床教育者が1~2名の学生を指導できるよう配置する。

### (11) 成績評価体制および単位認定方法

#### ①臨床実習評価について

##### 1) 目的

他者（臨床教育者・実習指導担当教員）から多面的に評価されることにより、実習内容を振り返り、実習体験の意味付けに役立てるとともに、次の段階に向けて自己の課題を明確にし、向上させることにある。

##### 2) 方法

臨床実習について、日本作業療法士協会作成の「作業療法 臨床実習の手引き第4版」の臨床実習における最低到達基準評価（合格基準）を参考に作成した「臨床実習評価表」等に従い、臨床教育者が評価を行う。

#### ②単位認定の方法

実習指導担当教員が事前指導、臨床実習評価（臨床教育者・実習指導担当教員による）、事後指導における評価等により総合的に判断し、単位認定を行う。具体的な評価項目は以下のとおりである。

(後略)

【教育課程等】

1. 【審査意見4への対応について】

＜実習体制に関する説明が不十分＞

実習の実施体制について下記の点について不明確なため、改めて具体的に説明すること。

【3学科共通】

中核施設と位置付ける本学のグループ法人が実習先の場合、実習の実施の多くの部分をグループ法人に任せるような記載が見受けられ、大学として自ら実習科目を運営するのかが不明確。特に、臨床教育者については、「実習を指導する」旨の説明があり、臨床実習を担当する専任教員と同等の役割を担うのであれば、科目担当教員として整理することが必要だが、兼任教員としても挙げられていない。

(対応)

ご指摘の通り、実習体制の中核実習施設の説明の中で「また、グループ施設の臨床教育者のうち、実習指導に関する知識・経験が豊富な者を、責任者として配置し、実習期間においては実習指導の管理を専任として行うものとする。」と記載しており、中核施設における実習をグループ法人に任せるかのような印象を与えましたが、「本学の実習指導担当教員は、各施設の臨床実習指導者との緊密な連携により実習指導を行う体制とする。」と記載を改め、大学として自ら実習科目を運営することを明確にします。

また、各実習施設における実習担当者を「臨床教育者」と呼称していましたが、「臨床実習指導者」と同義語で、誤解を招くことから、今後は「臨床実習指導者」と改めます。

加えて、臨床教育者（臨床実習指導者に変更）について、「実習を指導する」旨の記載があり、実習指導の中心を担わせるような誤解を招く恐れがありました。臨床実習指導者はあくまでも本学実習担当教員の指導の下、学生指導を担当し、臨床実習を行います。

評価についても、「実習評価は教員と臨床教育者が総合的に評価することを基本とする」と記載しておりましたが、実態を説明しているとは言えず、「臨床実習指導者の報告を参考にし、本学の科目担当教員が責任を持って総合的に評価をする」と改めます。

新	旧
<p>(60 ページ)</p> <h2>第10 実習の具体的計画</h2> <h3>1. 実習の特徴</h3> <p>(中略)</p> <h3>2. 実習体制</h3> <p><u>各施設における実習指導は、本学の実習指導を担当する教員である「実習指導担当教員」が主導し、各施設の実習指導に携わる職員である「臨床実習指導者」との連携体制の下で行われる。</u></p> <p><u>実習指導の教育効果を高めるためには、本学と実習施設との密な連携体制の構築が重要であると考え、各施設において「臨床実習指導者」のうち実習指導における経験が豊かな職員に、本学の「実習指導担当教員」との連絡および調整の役割も担当していただく。</u></p> <p><u>本学の「実習指導担当教員」は、各施設の「臨床実習指導者」との連携による指導体制を構築するとともに、実習前教育、実習期間中の訪問指導、実習後教育を通じて、学生の行動と学修状況を把握し、教育的配慮に焦点をあてて学生指導を行うこととする。</u></p> <p><u>実習体制については、グループの関連施設である中核実習施設と一般の実習施設においてのどちらの施設であっても、本学の責任の下に運営し、「実習指導担当教員」による実習教育が行われる体制とする。</u></p> <p>&lt;右記を以下に変更&gt;</p> <h4>(1) 中核実習施設</h4> <p>大部分の実習を実施するグループ関連施設を中核実習施設として位置付けており、<u>本学の実習指導担当教員は、各施設の臨床実習指導者との緊密な連携により実習指導を行う体制とする。</u></p> <p>なお、これらのグループの<u>臨床実習指導者には、定期的に研修を実施し、具体的な教育指導方法や学生の心理的ケアの方法、学修するスキルの到達水準（見学・模倣・実施）の理解等、実習指導に必要な教育スキルの向上を図る。中核実習施設においては、実習指導担当教員と臨床実習指導者との緊密な連携により本学の臨床教育における指導方針を色濃く反映した実習教育を可能とする充実した体制を取ることができると考えている。</u></p> <p>【資料8：国際医療福祉大学・高邦会グループの医療・福祉施設】</p>	<p>(60 ページ)</p> <h2>第10 実習の具体的計画</h2> <h3>1. 実習の特徴</h3> <p>(中略)</p> <h3>2. 実習体制</h3> <p>(追加)</p> <h4>(1) 中核実習施設</h4> <p>大部分の実習を実施するグループ関連施設を中核実習施設として位置付けており、<u>実習施設の臨床教育者（実習施設における実習指導者）が実習を担当し、本学と密接に連携して実習指導を行っていくものとする。また、グループ施設の臨床教育者のうち、実習指導に関する知識・経験が豊富な者を、責任者として配置し、実習期間においては実習指導の管理を専任として行うものとする。</u></p> <p>なお、これらのグループの臨床教育者には、<u>2日前後の研修を実施し、具体的な教育指導方法や学生の心理的ケアの方法、学修するスキルの到達水準（見学・模倣・実施）の理解等、実習指導に必要な教育スキルの向上を図る。</u></p> <p>【資料8：国際医療福祉大学・高邦会グループの医療・福祉施設】</p>

## (2) 一般実習施設

(中略)

<右記を以下に変更>

グループ施設における実習と同等の実習指導の水準が保たれることに留意し、一般施設の施設長や臨床実習指導者とも、常日頃から連携をとり、実習に取り組む学生を確実に支援できる体制と環境を整えることとしている。なお、一般実習施設の臨床実習指導者においても、本学が行う臨床教育に関する研修への参加を依頼し、教育指導方法等、実習指導に必要な教育スキルについての向上を図る。

## (3) 実習中の訪問指導

実習期間においては、中核実習施設と一般実習施設のどちらの施設であっても、また遠隔地の実習施設であったとしても、必ず1回は実習指導担当教員が訪問指導し、週に1回は実習施設の臨床実習指導者と連絡を取ることにする。

## (4) 緊急時(事故発生時等)の対応

事故が発生した場合、予め定めている「事故発生時の報告ルート」に従い、臨床実習指導者から直ちに本学の実習指導担当教員に連絡が入る。これを受け、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長が速やかに対応を協議するものとする。また、実習施設においても、直ちに臨床実習指導者、実習施設の部門責任者、施設長(病院長)による協議が行われる体制となっている。

中核施設においては、実習施設と大学は緊密な連携が図られており、より速やかな事故対応が行われる。

一般施設にあっても、実習指導担当教員と臨床実習指導者との緊密な連絡体制により、中核施設と同様の対応を取ることとするが、迅速に実習指導担当教員(又は事務責任者)を派遣し、事故対応と情報収集に当たらせるものとする。

(中略)

なお、実習施設が沖縄県や大阪府のような遠隔地に立地している場合であっても、大学近隣の実習施設と同様の対応を行うことを原則としており、実習指導担当教員(又は事務責任者)を実習施設に派遣し、臨床実習指導者の協力を得て事故対応に当たらせる。

(中略)

## (2) 一般実習施設

(中略)

一般実習施設においては、一般実習施設の臨床教育者が実習指導を担当するものとする。グループ施設における実習と同等の実習指導の水準が保たれることに留意し、一般施設の施設長や臨床教育者とも、常日頃から連携をとり、実習に取り組む学生を確実に支援できる体制と環境を整えることとしている。

## (3) 実習中の訪問指導

実習期間においては、中核実習施設と一般実習施設のどちらの施設であっても、また遠隔地の実習施設であったとしても、必ず1回は教員が訪問指導し、週に1回は実習施設の臨床教育者と連絡を取ることにする。

## (4) 緊急時(事故発生時等)の対応

事故が発生した場合、予め定めている「事故発生時の報告ルート」に従い、臨床教育者から直ちに本学の実習担当教員に連絡が入る。これを受け、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長が速やかに対応を協議するものとする。また、実習施設においても、直ちに臨床教育者、実習責任者、病院長による協議が行われる体制となっている。

中核施設においては、実習施設と大学は緊密な連携が図られており、速やかな事故対応が行われる。

一般施設にあっても、臨床教育者との緊密な連絡体制により、中核施設と同様の対応を取ることとするが、迅速に実習指導担当教員(又は事務責任者)を派遣し、事故対応と情報収集に当たらせるものとする。

(中略)

なお、実習施設が沖縄県や大阪府のような遠隔地に立地している場合であっても、大学近隣の実習施設と同様の対応を行うことを原則としており、実習指導担当教員(又は事務責任者)を実習施設に派遣し、臨床教育者と協働して事故対応に当たらせる。

(中略)

(62 ページ)

<右記を以下に変更>

#### (5) 実習中の指導体制および評価について

本学では、実習指導担当教員が臨床・臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床・臨地実習の進捗管理等を行い、学生の臨床・臨地実習期間中においても、臨床実習指導者と密に連携し、ポートフォリオ等により学生の実習状況を把握するとともに、学生へのタイムリーな学修支援や心理的ケアを行う。

(中略)

実習評価は、臨床実習指導者による実習期間中の状況報告を参考にして、臨床実習の科目担当教員が総合的に判断し単位を認定する。定性的で尺度化しにくいスキル等についてはルーブリック評価を用いる。

(中略)

(75 ページ) <右記を以下に変更>

### 5. 視能訓練学科

#### (1) 実習科目の概要

(中略)

#### (2) 実習の目標

##### ①臨地実習 I

(中略)

3) 臨床実習指導者の協力を得て、学内で学んだ知識と技術を臨床現場で体験的に学修し、理解を深める。

(中略)

##### ②臨地実習 II

(中略)

5) 問題に直面した際には、速やかに臨床実習指導者の協力を得て適切に対処することができる。

(中略)

#### (3) 実習先の確保の状況

(中略)

#### (4) 実習先との契約内容

(中略)

##### ・個人情報保護への対応

本学では「臨床・臨地実習における個人情報保護に関する教育指針」を策定し、学生および実習施設に配布する「臨地実習の手引き」に掲載し、学生指導等に利用していく。

(中略)

(62 ページ)

#### (5) 実習中の指導体制および評価について

本学では、実習指導担当教員が臨床・臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床・臨地実習の進捗管理等を行い、学生の臨床・臨地実習期間中においても、臨床教育者と密に連携し、ポートフォリオ等により学生の実習状況を把握するとともに、学生へのタイムリーな学修支援や心理的ケアを行う。

(中略)

実習評価は実習指導担当教員と臨床教育者が総合的に評価することを基本とし、定性的で尺度化しにくいスキル等についてはルーブリック評価を用いる。

(中略)

(75 ページ)

### 5. 視能訓練学科

#### (1) 実習科目の概要

(中略)

#### (2) 実習の目標

##### ①臨地実習 I

(中略)

3) 臨床教育者の指導を受けながら学んだ知識と技術を臨床現場で体験的に学修し、理解を深める。

(中略)

##### ②臨地実習 II

(中略)

5) 問題に直面した際には、速やかに臨床教育者に指示を仰ぎ適切に対処することができる。

(中略)

#### (3) 実習先の確保の状況

(中略)

#### (4) 実習先との契約内容

(中略)

##### ・個人情報保護への対応

本学では「臨床・臨地実習における個人情報保護に関する教育指針」を策定し、学生および実習先に配布する「臨地実習の手引き」に掲載し、学生指導等に利用していく。

(中略)

(77 ページ) <右記を以下に変更>

## (5) 実習水準の確保の方策

### ①臨床実習指導者の人選

実務経験 5 年以上の経験豊富な臨床実習指導者の協力を得て、実習運営を行う。

視能訓練士養成所ガイドラインでは、医療機関の実習における指導者について「各指導内容に対する専門的知識に優れ、視能訓練士又は医師として 5 年以上の実務経験および業績を有し、十分な指導力を有する者とし、そのうち一名は視能訓練士であること」と規定されている。これに従い、臨床経験 5 年以上かつ十分に指導力を有する視能訓練士を人選した。

### ②臨地実習の手引きの作成

学科内で「臨地実習の手引き」を作成し、学内での実習・演習の指導内容と各学生の履修状況、実習の評価などについて臨床実習指導者に対して説明し情報を共有することで、指導方法、および評価方法の標準化を図る。

### ③臨床教育運営会議の開催

実習施設の臨床実習指導者と実習指導担当教員とが実習のあり方について協議する場として視能訓練学科臨床教育運営会議を設ける。会議では、臨地実習 I および II の実施後、実習内容を振り返り臨床実習指導者からの意見・要望等を聴取し、さらに、次学年の臨地実習 I および II の目的・目標・実習方法等について話し合う。

## (6) 実習先との連携体制について

(中略)

特に、遠隔地の実習施設においては、学生および臨床実習指導者とより緊密に連絡を取ることとし、訪問指導についても、近隣の実習施設と同様に、実習期間中に実施するものとし、必要に応じて担当教員が柔軟に追加訪問を実施する。

## (7) 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

(中略)

## (8) 事前・事後における指導計画

(中略)

### ○事前学修（実習前の指導）

(中略)

### ④臨床実習指導者と実習指導担当教員の役割

### ⑤各実習の内容の概要

### ⑥実習施設で必要とされる知識の確認

### ⑦実習施設の概要、専門部門と関連部門の組織・業務連携の理解

(中略)

(77ページ)

## (5) 実習水準の確保の方策

### ①臨床教育者の人選

実務経験 5 年以上の経験豊富な臨床教育者の指導の下で実習を行う。

視能訓練士養成所指導要領では、医療機関の実習における指導者について「各指導内容に対する専門的知識に優れ、視能訓練士又は医師として 5 年以上の実務経験および業績を有し、十分な指導力を有する者とし、そのうち一名は視能訓練士であること」と規定されている。これに従い、臨床経験 5 年以上かつ十分に指導力を有する視能訓練士を人選した。

### ②臨地実習の手引きの作成

学科内で「臨地実習の手引き」を作成し、学内での実習・演習の指導内容と各学生の履修状況、実習の評価などについて臨床教育者に対して説明し情報を共有することで、指導方法、および評価方法の標準化を図る。

### ③臨床教育者会議の開催

上記の中核実習施設臨床教育者と実習指導担当教員とが実習のあり方について協議する場として視能訓練学科臨床教育者会議を設ける。会議では、臨地実習 I および II の実施後、実習内容を振り返り臨床教育者からの意見・要望等を聴取し、さらに、次学年の臨地実習 I および II の目的・目標・実習方法等について話し合う。

## (6) 実習先との連携体制について

(中略)

特に、遠隔地の実習施設においては、学生および臨床教育者とより緊密に連絡を取ることとし、訪問指導についても、近隣の実習施設と同様に、実習期間中に実施するものとし、必要に応じて担当教員が柔軟に追加訪問を実施する。

## (7) 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

(中略)

## (8) 事前・事後における指導計画

(中略)

### ○事前学修（実習前の指導）

(中略)

### ④臨床教育者と実習指導担当教員の役割

### ⑤各実習の内容の概要

### ⑥実習先で必要とされる知識の確認

### ⑦実習先の概要、専門部門と関連部門の組織・業務連携の理解

(中略)

○実習中の指導

実習中は、臨床実習指導者の協力を得て実習運営が行われる。また、実習指導担当教員は実習施設を定期的に訪問し以下の点について指導に当たる。

(中略)

(79 ページ) <右記を以下に変更>

**(9) 教員の配置ならびに巡回指導計画**

実習指導担当教員は、臨床実習指導者との連携による実習の進捗管理や調整、実習先の訪問指導、成績評価、非常時の対応などの役割を担う。

(中略)

**(10) 実習施設における指導者の配置計画**

視能訓練士養成所指導ガイドラインに定める基準に従い、実習施設における実習人員は、当該施設の実績に応じた受入可能な数とし、臨床実習指導者1人につき2名程度の学生を指導できるよう配置する。

**(11) 成績評価体制および単位認定方法**

①臨地実習評価について

1) 目的

他者（臨床実習指導者・実習指導担当教員）からの多面的な評価を、実習体験の意味付けに役立て、自己の課題を明確にした上で、次の段階への展開につなげることにある。

2) 方法

全国視能訓練士学校協会作成の「実習ガイドライン臨地実習編」を参考に作成した「臨地実習評価表」の評価基準に従い、臨地実習Ⅰ、臨地実習Ⅱのそれぞれについて、臨床実習指導者の協力を得て、実習指導担当教員が評価を行う。評価項目は以下となる。

- ・医療従事者としての適性
- ・臨地実習の実際

②単位認定の方法

実習指導担当教員による事前指導、事後指導における評価（発表会における症例報告内容、実習報告書等）、および臨床実習指導者による各実習施設における実習状況報告により科目担当教員が総合的に判断し単位認定を行う。

(後略)

○実習中の指導

実習中は、実習先の臨床教育者の指導を受ける。また、教員が実習先を定期的に訪問し以下の点について指導に当たる。

(中略)

(79ページ)

**(9) 教員の配置ならびに巡回指導計画**

実習指導担当教員は、臨床教育者との連携による実習の進捗管理や調整、実習先の訪問指導、成績評価、非常時の対応などの役割を担う。

(中略)

**(10) 実習施設における指導者の配置計画**

視能訓練士養成所指導ガイドラインに定める基準に従い、実習施設における実習人員は、当該施設の実績に応じた受入可能な数とし、臨床教育者1人につき2名程度の学生を指導できるよう配置する。

**(11) 成績評価体制および単位認定方法**

①臨地実習評価について

1) 目的

他者（臨床教育者・実習指導担当教員）からの多面的な評価を、実習体験の意味付けに役立て、自己の課題を明確にした上で、次の段階への展開につなげることにある。

2) 方法

全国視能訓練士学校協会作成の「実習ガイドライン臨地実習編」を参考に作成した「臨地実習評価表」の評価基準に従い、臨地実習Ⅰ、臨地実習Ⅱのそれぞれについて、臨床教育者が評価を行う。評価項目は以下となる。

- ・医療従事者としての適性
- ・臨地実習の実際

②単位認定の方法

実習指導担当教員による事前指導、事後指導における評価（発表会における症例報告内容、実習報告書等）、および臨床教育者による各実習施設における出席状況と臨地実習評価表の各項目の到達度により総合的に判断し単位認定を行う。

(後略)